

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に向上させていくために、透明で公正な経営を行うことを目指しております。このため、株主・投資家の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーに対して経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築し、維持することを重要な施策としております。

(会社の機関の内容)

当社は監査役制度採用会社の経営体制を基本とし、取締役会においては、構成員である各取締役各々の判断で意見を述べることのできる独立性を確保し、その効果を得ております。

当社の取締役会は取締役8名、うち社外取締役1名で構成しております。定例の取締役会は原則月1回開催し、必要に応じて随時臨時取締役会を開催し、重要な意思決定と業務執行の監督を行っております。

また、取締役の任期を平成14年より2年から1年に変更し、取締役の経営責任をより明確にする体制としております。

監査役会は監査役4名で構成され、各監査役は監査役会の定めた監査方針の下、取締役会への出席や業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行を監査しております。なお、監査役4名のうち2名は社外監査役であります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ニッピ	7,207,227	22.17
みずほ信託銀行株式会社	1,375,000	4.23
リーガル取引先持株会	1,255,000	3.86
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,124,000	3.45
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	936,000	2.88
株式会社みずほコーポレート銀行	687,000	2.11
ミツワ産業株式会社	590,000	1.81
株式会社イオスビジネスハウス	501,000	1.54
三宅正彦	500,000	1.53
株式会社三井住友銀行	500,000	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無	更新	なし
-----------------	----	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

\_\_\_\_\_

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

\_\_\_\_\_

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	10名
定款上の取締役の任期 <span style="background-color: orange;">更新</span>	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	0名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
伊藤隆男	他の会社の出身者		○		○	○	○		○	

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
伊藤隆男		—	伊藤隆男氏は、株式会社ニッピの代表取締役であり、その知識・経験等を活かして当社の経営に的確な助言をいただけるものと判断しております。なお、株式会社ニッピは当社の主要株主(議決権所有割合23%)であり、同社は当社の持分法適用の関連会社であります。株式会社ニッピと当社の間では4名の役員が兼務しており、また当社は同社から定期的な商品の仕入等を行っている関係にあります。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	4名
監査役員数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

(a) 内部監査室は2名の専属を要し、常勤監査役との連携により内部監査を実施し、定期的に取り締役に報告しております。なお、内部監査室は社長直轄であります。

(b) 監査役は、常勤監査役2名、社外監査役2名により監査役会を構成しております。各監査役は監査役会の決めた監査方針の下、取締役への出席や業務執行の調査を通じ、取締役の職務執行を監査しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大倉喜彦	他の会社の出身者				○	○			○	
石井英文	他の会社の出身者		○			○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
大倉喜彦	○	——	経営者としての豊かな経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役をお願いしております。また、当社と関係のない法人の業務執行者であること、経営陣からの著しいコントロールを受ける者でもなく、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる者でもないことなどから、独立役員をお願いしております。
石井英文		——	経営者としての豊かな経験と幅広い見識を有しております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名
---	----

#### その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、平成21年5月15日付で「当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の付与に関するお知らせ」を開示いたしておりますので、詳細につきましては当社ホームページに掲載の同適時開示資料をご参照ください。  
 当社は、平成21年5月15日および22日開催の取締役会において、取締役の経営の成果責任を明確にし、公正で透明性の高い役員報酬制度にすべく、役員退職慰労金制度を同株主総会終結のときをもって廃止することを決議し、また平成21年6月24日開催の第177回定時株主総会において、役員退職慰労金相当分の一部を株式報酬型ストックオプションとしての性格をもつ新株予約権を割り当てることを決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	社内取締役
--	-------

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、平成21年5月15日付で「当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の付与に関するお知らせ」を開示いたしておりますので、詳細につきましては当社ホームページに掲載の同適時開示資料をご参照ください。

当社の取締役の報酬額は、平成21年6月24日開催の第177回定時株主総会において、年額2億5,000万円以内(うち社外取締役2,500万円以内)とする旨ご承認いただいております。このストックオプションによる報酬は、平成21年6月24日開催の第177回定時株主総会において、この報酬とは別枠で取締役(社外取締役を除きます)に対する報酬等として、年額2,000万円以内の範囲内で、ストックオプションとして新株予約権を割り当てることを決議したものです。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

全取締役の総額および社外取締役の報酬を開示している。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** なし

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対し、取締役会事務局は、定期的を開催される取締役会に上程する議案につき、資料等の準備および情報提供を行っている。

社外監査役については、常勤監査役が年4回の職務執行の状況報告に係る取締役会時に補足説明を行っている。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

### 【現状の体制の概要】

当社は監査役制度採用会社の経営体制を基本とし、取締役会は取締役8名、うち社外取締役1名で構成しております。

取締役の任期を1年とし、取締役の経営責任をより明確にする体制としております。

監査役会は、監査役4名うち社外監査役2名で構成され、各監査役は監査役会の定めた監査方針の下、取締役会への出席や業務執行の調査を通じ、取締役の職務執行を監査しております。

内部監査室は、社長直轄とし、常勤監査役との連携により内部監査を実施し、定期的に取り締りに報告しております。

会計監査人は、監査法人公認会計士古谷義雄氏および角田浩氏であり、同監査法人により期中および期末監査が実施されております。

### 【監査役機能強化に向けた取り組み状況】

取締役および使用人は、監査役に対し、当社および当社グループの経営に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況を速やかに報告しております。

監査役は、取締役会に出席するほか随時、取締役、会計監査人と意見交換を行っております。

### 【社外取締役に関する事項】

社外取締役伊藤隆男氏は、株式会社ニッピの代表取締役であり、その知識・経験等を活かして当社の経営に的確な助言をいただけるものと判断しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社の取締役会においては、各取締役をはじめ社外取締役、常勤監査役、社外監査役が各々の判断で意見を述べる場となっております。そのため、取締役会開催を原則月1回としているにもかかわらず、平成22年度には18回開催するなど業務執行に関する重要な意思決定ができ、また、取締役の職務の執行の監督ができる会議体となっていると考えております。

なお、複数の弁護士事務所等と顧問契約を締結し、必要に応じて重要な意思決定や日常の業務執行の助言を受けております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の日18日前に発送した。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	報告書(決算説明資料)、コーポレート・ガバナンス報告書、定款、株式取扱規則等を掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	アナリスト、機関投資家による取材には積極的に対応している。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお得意先様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、取締役ならびに従業員が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理態勢の強化に取り組むなど内部統制システムの充実に努めてまいります。

#### 2. 業務の適正を確保するための体制等の整備

当社および当社子会社が、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1) 社長をコンプライアンス最高責任者、管理本部担当取締役をコンプライアンス統括責任者とし、全役職員が法令・定款はもとより、当社の経営理念・目標、各種内部ルール、社会規範に則し適正な職務を執行し得る態勢を整備する。

2) コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンスマニュアルの作成等、コンプライアンス推進のためのルール・体制の整備を行うとともに、内部監査室長にその取組状況を監査させる等、コンプライアンスの徹底を図る。また、人事総務部をコンプライアンス推進部門として役職員に対する啓蒙・教育に当たらせる。

3) コンプライアンス統括責任者は、内部通報窓口を設置する等、役職員のコンプライアンス違反情報を速やかに収集する体制を確保する。違反情報については、内部監査室・関係部門と連携して事実を調査し、再発防止策を決定するとともに、重大な違反については、取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会は文書管理規程を定め、人事総務部長を管理責任者として、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存、管理する。

取締役、監査役はいつでもこれら文書または電磁的媒体を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社を取りまくリスクを自然災害、事故、内・外的要因や社会的要因に層別して認識し、経営企画室が全社的なリスクの監視・対応を行う。

2) 取締役は各部門長と協同して、担当業務に付随する個別リスクの監視・対応を行うものとし、適宜その状況や対応を取締役に報告・協議する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会は、取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行えるよう、職務分掌、職務権限、決裁基準はじめ各種ルールやITインフラ等の整備を促進する。

2) 取締役会は中期経営計画を策定し、事業部門毎に業績目標を設定するとともに、これを所管する各取締役は、計画・目標を具体化するために担当部門の事業計画を策定し、実施すべき施策、予算、組織体制や要員を決定する。

3) 取締役は、原則毎月進捗状況をレビューし、取締役会に報告する。取締役会では進捗状況を評価し、今後の推進に向けた対応を担当部門に指示する等、職務の効率的遂行を図る。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

販売関係子会社は営業本部長および小売事業本部長、生産子会社は調達本部長を責任者として、法令遵守体制・リスク管理体制を構築するほか、コンプライアンス統括責任者は当社グループ全体のコンプライアンスの取組みを統括し徹底を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じ内部監査室所属の社員に対し監査に必要な事項を命令することができる。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から命令を受けた内部監査室職員は、当該職務の執行に関して内部監査室長、取締役等の指示命令を受けない。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、当社および当社グループの経営に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況を速やかに報告する。

(9) その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するほか、監査役会は随時取締役・会計監査人と意見交換する。

以上

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1) 当社および当社子会社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求には毅然とした姿勢で対応する。

2) 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の社内対応部署は、人事総務部とするほか、各部門長を責任者として、警察等の外部専門機関と緊密に連携し組織的に対応する。

以上

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新 あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成21年6月24日開催の第177回定時株主総会において「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の変更の件」（以下、「本プラン」といいます。）をご承認いただきました。本プランの内容は次のとおりであります。

1. 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買が可能である以上、当社支配権の移転を伴う買付行為に対する判断は、最終的には株主の皆さまの意思に委ねられるべきものであると考えております。

一方、当社の財務および事業の方針決定を支配するものは、当社発展の原動力や企業価値の本質を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とするものでなければならないと考えております。

当社は、1902年（明治35年）1月の設立以来「日本の靴を、そして暮らしを豊かにする」という創業理念のもと、一貫して靴の企画・製造・販売に従事してまいりました。靴を履物であると同時に文化・生活の創造の原動力のひとつとしてとらえ、新しい価値の提案をこめることで事業の発展を図ってまいりました。そして企業価値の絶え間ない改革こそが当社発展の原動力であると考えますが、それは当社の長年の事業活動により蓄積されたノウハウや人材をはじめ、お客さま、お取引先さま、出店する地域の皆さまほか、ステークホルダーとの信頼に基づく緊密な関係があっはじめて可能となるものであります。こうした事業の前提となる基盤の構築・維持なくして当社の発展もなく、ひいては企業価値・株主の皆さまの共同の利益の向上を図ることはできないものと考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための特別な取組みは、次のとおりであります。

靴事業を取りまく環境は、今後とも国内市場の成熟化が予測されるなか、経済連携協定の締結による輸入自由化の進展等もあり予測し難い状況にあります。当社における靴事業は、企画部門、製造・調達部門、卸売部門、小売部門より構成されておりますが、今後の中期的な事業の方向性としたしまして、従来の製造卸売業から靴小売業に軸足を移した事業へと構造の転換を図ってまいります。マーケット指向でお客さまに新しい価値を提供し続けるためには、小売業に軸足を移していく必要があり、そのシナジー効果を卸売事業と製造・調達事業に活かしてまいります。当社の長い歴史の中で培われた高度な技術に、新しい提案をこめることで企業としての高付加価値化も進めてまいります。その他、納期の短縮・遵守率向上、調達のグローバル化への対応、人材の育成、財務体質強化等による経営基盤の強化を図ってまいります。また、コーポレート・ガバナンス強化のため、取締役の任期を1年とした上、社外取締役1名および社外監査役2名を選任しております。監査役による取締役会への出席や業務状況の調査などを通じ、取締役会の職務執行を十分に監視できる体制となっております。

3. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み）

(3-1) 本プラン導入の目的

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買が可能である以上、株主の皆さまが特定の者の大量買付行為に応じて当社株式の売却を選択されるか否かは、最終的には各株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、突然大量買付行為がなされたときに、大量買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか、あるいは買付行為の当否について株主の皆さまが短期間の内に適切に判断するためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆さまにとっても、大量買付行為が当社に与える影響や、大量買付者が当社経営に参画したときの経営方針や事業計画、さらに当社の従業員、関係会社、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大量買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆さまにとっては重要な判断材料となると考えます。また当該大量買付行為が企業価値を毀損するおそれがあり、株主の皆さまに損害を与えることが懸念される場合には企業価値を守る措置をとることが当社の取締役としての務めであると考えます。

そこで、当社取締役会は、大量買付行為が行われる場合には、当該買付行為が上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の事前の情報提供および取締役会等の検討や大量買付者との交渉・協議等を行っていくための時間の確保のための一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大量買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

(3-2) 本プランの対象となる当社株式の買付行為

本プランの対象となる当社株式の買付行為とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

1) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の3第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

2) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

1) 特定株主グループが、注1の1)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

または、

2) 特定株主グループが、注1の2)記載の場合は、当該大量買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(3-3) 特別委員会の設置

当社取締役会は、本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、特別委員会規程を定めるとともに、特別委員会を設置することとしております。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している当社社外取締役、当社社外監査役ならびに社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。

特別委員会は、大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かの判断、大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費

用で、独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

注:社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

#### (3-4) 大量買付ルールの概要

当社が設定する大量買付ルールとは、(イ)大量買付者に対して、事前に当社取締役会に対し、必要かつ十分な情報の提供を求め、(ロ)大量買付行為につき当社取締役会による一定の評価期間を確保したうえで株主の皆さまに当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉・協議を行っていくための手続を定めています。その概要は以下のとおりです。

##### (3-4-1) 大量買付者による当社に対する意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、大量買付行為または大量買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を記載した意向表明書を当社取締役会に提出していただきます。

(a) 大量買付者の名称、住所

(b) 設立準拠法

(c) 代表者の氏名

(d) 国内連絡先

(e) 提案する大量買付行為の概要

(f) 本プランに定められた大量買付ルールに従う旨の誓約

##### (3-4-2) 大量買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、上記(3-4-1)(a)~(f)までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付者に対して、大量買付行為に関する情報(以下「必要情報」といいます。)として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面(以下「必要情報リスト」といいます。)を交付し、大量買付者には、必要情報リストに従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は次のとおりです。

(a) 大量買付者およびそのグループ(共同保有者および特別関係者を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)

(b) 大量買付行為の目的、方法および内容(大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実現可能性等を含みます。)

(c) 大量買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)

(d) 大量買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

(e) 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補(当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

(f) 当社および当社グループの経営に参画した後に予定する、当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

上記に基づき提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大量買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して必要情報がそろうまで追加的に情報提供を求めることがあります。大量買付行為の提案があった事実については、速やかに開示します。また当社取締役会に提供された必要情報は、株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

なお、当社取締役会は、大量買付行為を評価・検討するための必要十分な必要情報が大量買付者から提出されたらと判断した場合には、その旨の通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)を大量買付者に発送し、特別委員会に対して必要情報を提出するとともに、その旨を開示いたします。

##### (3-4-3) 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、大量買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間またはその他の大量買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

##### (3-4-4) 取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆さまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下「株主検討期間」といいます。)として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

その場合、当社取締役会は、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、対抗措置の発動についての承認を議案とする当社株主総会の招集手続を速やかに実施するものとします。具体的には、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、基準日における最終の株主名簿に記載された株主とします。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大量買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆さまに対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時適切に開示いたします。

##### (3-4-5) 大量買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間を大量買付行為待機期間とします。そして大量買付行為待機期間においては、大量買付行為は実施できないものとします。

したがって、大量買付行為は、大量買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

##### (3-5) 大量買付行為が実施された場合の対応

###### (3-5-1) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大量買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的な対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。

###### (3-5-2) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が例えば以下の(a)から(h)のいずれかの類型に該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、上記1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

(a) 真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると思われる場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)

- (b) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている判断される場合
- (c) 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている判断される場合
- (d) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている判断される場合
- (e) 大量買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)など、株主の皆さまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (f) 大量買付者の提案する当社株式の買付条件(買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。)が当社の本源的価値に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- (g) 大量買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、または顧客および公共の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- (h) 当社の持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社にかかる利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合

#### (3-5-3) 対抗処置発動の停止等について

上記(3-5-1)または(3-5-2)において、当社取締役会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、または新株予約権無償割当後において、行使期間開始日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。このような対抗措置発動の停止を行う場合は、速やかな情報開示を行います。

#### (3-6) 本プランによる株主の皆さまに与える影響等

##### (3-6-1) 大量買付ルールが株主の皆さまに与える影響等

大量買付ルールは、株主の皆さまが大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受けられる機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大量買付ルールの設定は、株主の皆さまが適切な投資判断を行う上で前提となるものであり、株主の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記(3-5)において述べたとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否か等により大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆さまにおかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

##### (3-6-2) 対抗措置発動時に株主の皆さまに与える影響

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合または大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆さま(大量買付ルールを遵守しない大量買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆さまに対して割当を実施します。株主の皆さまは引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆さまに対し、別途ご自身が大量買付者等でないことを誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めていることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大量買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

##### (3-7) 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、平成21年6月24日開催の定時株主総会において株主の皆さまのご承認をもって発効いたしました。有効期限は平成24年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの継続(一部修正した上での継続を含む)については定時株主総会において承認可決を得ることとします。

ただし、本プランは、(イ)当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、(ロ)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するものが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆さまに不利益を与えない場合には、特別委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

以上のように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。

4. 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないことについて)

##### (4-1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容およびジャスダック証券取引所において平成20年12月1日に施行された「上場会社の企業行動に関する規範」の第13条(買収防衛策の導入)の内容を踏まえたものとなっております。

##### (4-2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、上記(3-1)「本プラン導入の目的」に記載のとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。本プランの継続は、株主の皆さまのご承認を条件としており、株主の皆さまのご意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

##### (4-3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとしており、その導入について株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆さまのご意向が反映されます。

##### (4-4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記(3-5)「大量買付行為が実施された場合の対応」に記載のとおり、当社の業務執行から独立している委員が構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

##### (4-5) デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社においては取締役の任期を1年としておりますので、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができない

いため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。  
なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。  
以上

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

